

瀛鐘ノ試験ヲ囑託セラレ助手囑託淺川範彦ヲ隨ヘ六月七日似島九日彦島十二日
 櫻島ノ三所ニ於テ各消毒瀛鐘ニ就キ其適否ノ試験ヲ行ヒシ成績左ノ如シ
 小官ハ該蒸氣消毒瀛鐘ノ果シテ消毒ノ効力アリヤ否ヲ試験センカタメ脾脫疽菌
 ノ芽胞ヲ以テ其資料ニ供シタリ何トナレハ此菌ノ芽胞ナルモノハ病原菌中理化
 學的消毒法ニ對シ抗抵抗力ノ最強ナルモノニシテ該芽胞ヲ消毒スルノ力ハ何ノ病
 原菌ト雖モ容易ニ滅殺シ得ヘケレハナリ
 脾脫疽菌ノ芽胞ハ絹絲ニ附著セシメ所謂芽胞絲ナルモノヲ製シ試験ニ供シタリ
 而シテ之ヲ實用スルニ先ツ其芽胞ノ生力ヲ確定センカタメ動物試験并ニ培養法
 ナ試ミタリ即チ芽胞絲一條ツ、二頭ノ鼠ニ皮下接種法ヲ行ヒシニ甲ハ三十六時
 間乙ハ四十九時間チ經テ脾脫疽ニ罹リテ斃レタリ又寒天斜面培養基ニ芽胞絲ヲ
 塗布シ置キシニ孵卵器内ニ在リテ十二時間チ經テ脾脫疽菌ノ純粹ニ發育スルヲ
 認メタリ此芽胞絲ヲ蒸氣消毒瀛鐘ニ納ル、ニハ先ツ其數條ヲ布片ニ包ミ而シテ
 之ヲ布ノ小囊ニ入レ差込棚ニ積載セシ未消毒物品ノ各所ニ挿入シ各檢疫所ニ從
 來實行シツ、アル方法ニ從ヒ蒸氣消毒法ヲ行ハシメ一定時間チ經テ消毒ヲ終ル

井ハ彼ノ芽胞絲ヲ更ニ寒天培養基ニ移植シ茲ニ脾脫疽菌ノ發生スルヤ否ヲ試ミ
 消毒ノ效否ヲ確定セリ
 各島檢疫所ニ從來實行シツ、アル蒸氣消毒執行方法ハ消毒筒外腔ノ蒸氣壓力ヲ

五乃至六封ニ保持セシメ筒内ノ蒸氣壓力ハ三封ト爲シ全温度ハ攝氏百度ニ達セ
 シム而シテ小官ノ試験セシ消毒執行時間ノ起算ハ消毒筒内ノ温度百度ニ達シ且
 ヲ壓力三封ヲ示スモ尙蒸氣排出孔ヨリ強ク蒸氣ノ排出スルノ時ヲ以テセリ何ト
 ナレハ此時ハ即チ蒸氣カ消毒筒内ニ全然張實スルノ證ナレハナリ
 消毒筒内ニ蒸氣ヲ通シ筒内蒸氣ノ張實スルマテノ時間ハ消毒筒外腔カ既ニ五封
 ノ壓力ヲ示ス時ニ於テハ似島ノ消毒瀛鐘ニ在リテハ十四分間乃至十六分間ヲ要
 ス彦島ノモノニ在リテハ十一分間乃至十七分間ヲ要シ櫻島ノモノニ在リテハ三
 十七分間乃至四十二分間ヲ要シタリ但シ櫻島ニ於ケル瀛鐘ハ外圍ヲ包纏セル「ア
 スベスト」層未タ乾燥セサリシヲ以テ温度ノ昇騰モ從テ遲延セル所以ナリ
 又消毒執行ノ終リニ於テ消毒筒内ノ温度ハ攝氏百四度乃至百八度ニシテ何ノ瀛
 鐘ニ於ケルモ大差ナシ消毒物品ヲ速カニ乾燥セシメンカタメ既定ノ消毒時間ヲ

終レハ蒸氣ノ流入ヲ止メ而シテ消毒筒内ノ蒸氣ヲ自在ニ逸出セシメ五分間ヲ經テ消毒筒扉ヲ開放シ故ニ消毒ニ着手セシヨリ終局ニ至ル時間ハ消毒執行時間三十分ヲ合算シテ四十六分乃至七十七分間ヲ要セリ

六月七日似島臨時陸軍檢疫所蒸氣消毒罐ノ試験ヲ舉行セシ成績左ノ如シ

第一號 蒸氣消毒罐 該罐ノ番号ハ未消毒測石方ヨリ
順次ニ算セリ以下之ニ倣フ

第一芽胞絲 緊密ニ充填セシ衣類ノ中央ニ挿入シテ之ヲ柳行李ニ入レ元ノ如ク覆蓋緊縛シ之ヲ差込棚ノ上架ニ載セタリ

第二芽胞絲 數枚ノ兵衣ヲ以テ密ニ纏包シ繩ヲ以テ緊縛シ之ヲ差込棚ノ中架ニ載セタリ

第三芽胞絲 破損セル木箱内ノ衣類中ニ挿入シ之ヲ差込棚ノ上架ニ載セタリ
消毒執行時間 三十分間

成績 第一及第二ノ芽胞絲ハ培養基面ニ脾脫疽菌ヲ發生セリ第三ノ芽胞絲ハ發育セス

第二號 蒸氣消毒罐

第四芽胞絲 衣服風呂敷包内ニ挿入セリ

第五芽胞絲 全上

消毒執行時間 三十分間

成績 第四及第五ノ芽胞絲ハ培養基ニ移スモ發育セス

第三號 蒸氣消毒罐

第六芽胞絲 水ニ濕潤セル毛布内ニ包メリ

第七芽胞絲 二十五倍石炭酸水ヲ撒布セル蒲團内ニ包ミ之ヲ四斗樽内ニ投入セリ

第八芽胞絲 兵衣「ボツケット」内ニ挿入セリ

消毒執行時間 三十分間

成績 第七ハ培養基面ニ脾脫疽菌ヲ發生ス第六及第八ハ毫モ其發育ナカリシ

第四號 蒸氣消毒罐

第九芽胞絲 木箱ニ充テタル和服ノ層間ニ挿入セリ

第十芽胞絲 和服ノ蒲包ノ中央ニ挿入セリ

消毒執行時間 三十分間

成績 第九第十執レモ培養基面ニ脾脱疽菌ヲ發生セサリシ

芽胞絲對照試驗 右試驗ニ用ヒタル脾脱疽菌芽胞絲ハ果シテ生活力ヲ保テルヤ

否ヲ試驗センカタメ其消毒セサルモノ二三條ヲ全時ニ培養基面ニ移植セシニ

室内温度ニ在リテ既ニ二十四時間内ニ脾脱疽菌ノ純粹發育ヲ認メタリ

六月九日彦島臨時陸軍檢疫所蒸氣消毒鐘ノ試験ヲ舉行セシ成績左ノ如シ

第一號 蒸氣消毒鐘

第十一芽胞絲 差込柵下段ノ夜具内ニ納メタリ

第十二芽胞絲 差込柵上段ノ夜具内ニ納メタリ

消毒執行時間 三十分間

成績 第十一及第十二ノ芽胞絲ニ在リテハ培養基面ニ脾脱疽菌ノ發育ヲ見ス

第二號 蒸氣消毒鐘

第十三芽胞絲 差込柵上段ノ衣服内ニ納メタリ

第十四芽胞絲 差込柵下段ノ衣服内ニ納メタリ

消毒執行時間 三十分間

成績 第十三及第十四ノ芽胞絲ハ培養基面ニ脾脱疽菌ヲ發生セス

第三號 蒸氣消毒鐘

第十五芽胞絲 差込柵中段ノ衣服内ニ納メタリ

第十六芽胞絲 差込柵下段ノ衣服内ニ納メタリ

消毒執行時間 三十分間

成績 第十五及第十六芽胞絲ハ培養基面ニ脾脱疽菌ヲ發育セス

第一號 蒸氣消毒鐘ニ就キ更ニ左ノ試験ヲ舉行セリ

第十七芽胞絲 差込柵下段ノ夜具内ニ納メタリ

第十八芽胞絲 全上

第十九芽胞絲 差込柵上段ノ夜具内ニ納メタリ

第二十芽胞絲 全上

消毒執行時間 一時間

成績 第十七ヨリ第二十マデノ芽胞絲ハ孰モ培養基面ニ脾脱疽菌ヲ發生セス

芽胞絲對照試驗 右試驗ニ用ヒタル全種ノ芽胞絲ハ其未消毒ノモノ二三條ヲ全時ニ培養基ニ移植シ置キシニ著シク脾脫疽菌ヲ發生セリ

六月十二日櫻島臨時陸軍檢疫所蒸氣消毒罐ノ試驗ヲ舉行セシ成績左ノ如シ

第一號 蒸氣消毒罐

第二十一芽胞絲 差込棚上段ノ防寒衣内ニ納メタリ

第二十二芽胞絲 差込棚中段ノ防寒衣内ニ納メタリ

第二十三芽胞絲 差込棚下段ノ防寒衣内ニ納メタリ

消毒執行時間 三十分間

成績 第二十一ヨリ第二十三マデノ芽胞絲ハ孰モ培養基面ニ於テ脾脫疽菌ヲ發生セス

第二號 蒸氣消毒罐

第二十四芽胞絲 差込棚上段ノ防寒衣内ニ納メタリ

第二十五芽胞絲 差込棚中段ノ防寒衣内ニ納メタリ

第二十六芽胞絲 差込棚下段ノ防寒衣内ニ納メタリ

消毒執行時間 四十分間

成績 第二十四ヨリ第二十六マデノ芽胞絲ハ培養基面ニ脾脫疽菌ヲ發生セス

第三號 蒸氣消毒罐

第二十七芽胞絲 差込棚上段ノ防寒衣内ニ納メタリ

第二十八芽胞絲 差込棚中段ノ防寒衣内ニ納メタリ

第二十九芽胞絲 差込棚下段ノ防寒衣内ニ納メタリ

消毒執行時間 五十分間

成績 第二十七ヨリ第二十九マデノ芽胞絲ハ培養基面ニ脾脫疽菌ヲ發生セス
芽胞絲對照試驗 右試驗ニ用ヒタル芽胞絲ハ其未消毒ノモノ二三條ヲ全時ニ培養基ニ移植セシニ純粹ニ脾脫疽菌ヲ發生セリ

以上ノ試験成績ヲ總括スレハ左ノ如シ

一、蒸氣消毒執行方ハ消毒筒外腔ヲ蒸氣壓力五乃至六封ト爲シ消毒筒内蒸氣壓力三封全溫度攝氏百度トシ蒸氣排出孔ヨリ強ク蒸發スルヲ俟テ然ル後三十分間蒸氣ヲ流通セシメタリ又櫻島ニ於ケル蒸氣消毒罐ニ就キテハ他ノ全裝置

ト全一ノモノナリシヲ以テ三十分間試験ノ外尙ホ試ミニ四十分乃至五十分間ノ消毒ヲ行ヘリ

二、右ノ蒸溜消毒法ニ依リ似島第一號蒸溜消毒罐ノ第一及第二ノ試験芽胞絲及第三號蒸溜消毒罐第七ノ試験芽胞絲ハ滅菌ヲ見サリシモ他ノ二十六種ハ全然滅菌セリ而シテ其滅菌ノ蒸溜消毒ノ效果ニ依ルモノナルコトハ對照試験ニ據リテ明ナリ

三、似島ニ於ケル第一號及第三號ノ蒸溜消毒罐ニ於テ其第一、第二及第七ノ試験芽胞絲カ滅菌ヲ見サリシハ該裝置ノ不完全ナルニアラス何トナレハ第一號消毒罐ニ在リテモ第三ノ試験芽胞絲ハ滅菌シ又其第三號消毒罐ニ在リテノ第六及第八試験芽胞絲ハ滅菌セシヲ以テナリ

四、似島第一號及第三號蒸溜消毒罐ニ於ケル第一第二及第七試験芽胞絲ノ滅菌ヲ見ザリシ理由ハ試験芽胞絲ノ周邊緻密層ヲ以テ被包緊縛シ蒸溜ノ流通ヲ遮隔スルノ原因アリシタメナリ即チ左ノ如シ

似島第一號蒸溜消毒罐 第一芽胞絲ハ柳行李ニ緊密ニ填充セシ衣服内ニ挿入

シ覆蓋シテ麻繩ヲ以テ緊縛セシ事

第二芽胞絲ハ數枚ノ兵衣ヲ層疊シテ之ヲ纏包シ更ニ繩ヲ以テ緊縛セシ事

似島第二號蒸溜消毒罐 第七芽胞絲ハ石炭酸ヲ撒布シタル蒲團ニ包ミ之ヲ四斗樽ノ底ニ投入セシ事

右ノ理由ニ依リ消毒物品ヲ差込棚ニ積込ノ際ニハ緊縛セル衣類ハ之ヲ開放シ又未消毒物品ヲ柳行李、樽、箱ノ類ニシテ著シク蒸溜ノ流通ヲ妨害スル容器ニ納メタルモノハ悉ク之ヲ取出シテ消毒スルニアラサレハ完全ナル消毒ノ目的ヲ達スルヲ得ス故ニ此事タルヤ最モ注意ヲ要スヘキノ件タリ

以上ノ試験成績ニ依リ似島ニ於ケル第一號ヨリ第四號マテノ蒸溜消毒及彦島櫻島ニ於ケル各蒸溜消毒罐ハ未消毒物品ヲ差込棚ニ積込ノ際蒸溜ノ流通、防害物ノ開除、及蒸溜内ニ蒸溜ヲ全然張實セシムル等小官ノ試験シタル諸件ノ實施ニ注意セハ從來ノ蒸溜消毒執行法ニ依リ三十分間内ニ完全ナル消毒ノ目的ヲ達スルコトヲ得ヘシ又似島ニ於ケル第五號蒸溜消毒罐ハ試験ノ際其裝置未タ完成セサリシテ以テ之カ試験ヲ行フコト能ハザリシ然レトモ其裝置タルヤ他ノ十箇ノ裝置

ト全一ナルヲ以テ全一ノ消毒法ヲ行ハ、完全ナル消毒ヲ得ヘキモノト認定ス

一 檢疫官來着の船舶に臨檢の際には軍人軍属其他の便乗者に至るまで各々自分の定席に着き靜肅にして臨檢了るまでは其席を離る可らず
若し船内に傳染病者あるときは檢疫官之を他の者と區別し始末するが故に其始末を了るまでは前項の如く靜肅にして其席を離るべからず
檢疫官船内を巡視し了れば健康者に入浴せしめ且其着服類を消毒する爲め檢疫所内消毒場に入らしむべし故に軍隊に在ては其前船内に於て各中隊毎に該隊下士卒をして毛布被服背負袋雜糞の類を外套に包み一人天幕あるものは外套も併せて之に包み認識牌を外部に表はさしめ一所に取纏め置き檢疫所運搬科下士の來るを待て交付し其他は武裝の儘上陸すべし

間を空費せしむるが如き弊習は自とを得べし
一 檢疫官の職務は其關係甚だ重大に當に檢疫を受くべき者の迷惑なる疫豫防上に在ては其時機を失はしに在ては其敏速を妨げ歸する所軍らざる影響を及ぼすものなるを以務を執行するに當りては緩嚴宜きて且周密ならんことを期し其間上に對するも職務上必要の外言語を受ることを許さざるが故に檢疫を受ても其邊の注意なかるべからず
一 各隊をして檢疫規則を遵守せしめ於ける風紀を守らしむるは各隊長

臨時陸軍檢疫所消毒場案内

一表面の脚は似島(早島)檢疫所消毒場を示すものなり(大坂)産島(馬關)の檢疫所に於けるものも其結構同一なるを以て之を略せり

一關中灰白色は未だ消毒を経ざる部分にて無色は既に消毒を了りたる部分とす故に其入口より濃紅色の矢を以て指す所の方向に従ひて進行し灰白色の部分を経過し去り既に無色の部分に入れば其人其物全く清潔となり終に出口より退出することを示すものなり

一消毒場の入口より出口に至るまでに經過する各室の名稱は各室の前に掲示し其室の擔任者には胸部に各擔任の記章を帶しむるを以て其當番と呼んで用便を申述ふべし即ち檢疫所内各科分擔の當番は左の如し

- 船舶検査科當番
運 搬 科當番
藥物消毒科當番
熱湯消毒科當番
洗 却 科當番
沐浴 科當番
點 檢 所當番
物品預所當番
待 合 所當番
浴 室當番
休息室當番
着 衣 室當番
物品渡所當番
船舶消毒科當番
停 留 舍當番

入場前の心得

一檢疫官來着の船舶に臨檢の際には軍人軍屬其他の便乗者に至るまで各々自分の定席に着き静肅にして臨檢するまでは其席を離る可らず
若し船内に傳染病者あるときは檢疫官之を他の者と區別し始末するが故に其始末を了るまでは前項の如く静肅にして其席を離るべからず
檢疫官船内を巡視し了れば健康者に入浴せしめ且其着服類を消毒する為め檢疫所内消毒場に入らしむべし故に軍隊に在ては其前船内に於て各中隊毎に該隊下士卒をして毛布被服背負袋雜物類の類を外蓋に包み一人天幕あるものは外蓋も併せて之に包み認識牌を外部に表はさしめ一所に取纏り置き檢疫所運搬科下士の來るを待て交付し其他は武裝の儘上陸すべし
熱湯消毒を施すには總て包の儘なるを以て其中に革製品「ゴム」製品又は毯物の類を入れ置く可らず

一消毒を行ふときは物品を損害するものとのみ誤信するものあり其品質に適する消毒方を採用せば決して物品を害することなし即ち熱湯消毒に堪へざる革類塗物類の如きは藥物を以て消毒するの道あるが故に携帶品の消毒を恐れて或は隠匿する弊を生ぜざる様各人互に注意せんことを要す

一消毒場に入り入浴消毒を受くる者の所持品中懐中烟草入手帳時計金銀貨紙幣の類は現に病毒に汚染するものに非ざれば消毒を行はざるが故に此等の物件は隊中に預り置を可とす尤も物品預

所に之を預け置ことを得ると雖も可成手数を省かんが爲め軍隊に在ては豫め各隊に於て適當の方法を設け一所に預け置を要す併し病毒に汚染し若くは其疑ある者は其品質を毀損せざる相當の消毒法を施行して後之を渡すべし
一戰地より歸航する軍隊に從屬する者若くは其船に便乗する者一時に團集し來る其間に於て檢疫の施行を完了し其目的を誤らざらんことを欲するに非ざれば自ら各自の注意を促すべきものなきに非ず抑も檢疫を受くる者に在ては可成檢疫官に利便を與へ物品の性質等は之を明示して包蔵する所なく以て檢疫を敏速ならしめ消毒を安全に完了せしめんことを力むるを要す是故に檢疫官の臨檢に際しては携帶品手荷物等は檢疫官の指圖を待たず自ら行李を開て品類を明示し包まず藏さず喜んで檢疫を受くるに至らば雙方の情意相通して執行上に滯滞なく頗る圓滑を得るの益ありとす

一凡そ檢疫の要は國家の安寧幸福を保障するに在り故に檢疫官及檢疫下士卒と檢疫を受くべき軍人及其他の者と相待て始めて其目的の完成を期すべきなり去れば自ら進んで檢疫消毒の完了を求め其身体若服に其携帶物品に之を清潔無毒ならしめ以て病毒輸入の媒介を絶つは各人其身を愛護し忠誠を國家に抽でんとする者の皆統ふて爲さんと欲する所なるべし若夫病毒の何物たるを解せずして消毒未済の物品を携へ來ることあらば即ち各自の國家に對して德義上の責を免る可らざるものなりと覺悟せば從來の如く檢疫を忌み消毒を避けん爲め故らに物品を隠匿して却て檢疫官の手敷を煩はし爲りに檢疫に無用の時間を空費せしむるが如き弊習は自ら除去することを得べし

一檢疫官の職務は其關係甚だ重大にして其濫用は當に檢疫を受くべき者の迷惑なるのみならず檢疫豫防上に在ては其時機を失はしめ運輸通信上に在ては其敏速を妨げ歸する所軍事上に甚なからざる影響を及ぼすものなるを以て檢疫官の職務を執行するに當りては緩嚴宜きを得敏捷にし且周密ならんことを期し其間上官若くは知己に對するも職務上必要の外言語を交へ餘餘に涉ることを許さざるが故に檢疫を受くるものに於ても其邊の注意なかるべからず
二各隊をして檢疫規則を遵守せしめ及消毒場内に於ける風紀を守らしむるは各隊長の責任たるべし

場内の心得

一點檢所に入るの前一列となり軍隊は中隊の順番に従ひ順次一人宛入所すべし
點檢所に於ては番号を刻したる指環携帶品番号札若服番号札を渡すべし其指環は直々各自の指に貫き退場するまで抜き去る可らず此指環に刻したる番号を以て入場順番と定め場内に於ては進退共に此順番に従はしむべし

一物品預所
軍人は入場順番に従ひ定規の如く順次武裝を解き銃は法の如く之を組み刺背囊劍革帶及靴は之

を脱して自己の裝具の場所に置き脚絆靴下の儘にて待合室に入るべし
懐中烟草入等革製のもの又は寫眞の類は熱湯消毒の爲めに廢物となるが故に衣袋中に藏も置く可らず若し此等の品を各隊に預け置くべき手帳を爲すこと能はざりしものは物品預所に備ふる貴重品預り匣に預るべし此注意を等閑にして衣袋中に藏り置き若服の熱湯消毒を施行せるが爲めに其物品の廢物に歸せるも其は各人自ら速く所に於て之を訴ふるの途なかるべし
右等の品及其他の所持品は點檢所に於て受取りたる番号札に添へ之を預けて待合室に入るべし此先き入浴の際には胸巻守護袋と雖も一切浴室に置くことを許さざれば總て此所に於て預け入るべし但入浴用の手拭は浴場の入口に於て貸與するが故に之を携ふるを要せず

一待合室
浴室にては一四七十人宛順次に入浴せしむるものなれば此所に在て入浴順番の來るを待合すべし
入浴順番來るときは浴室より鈴を以て報知すべし
待合室には理髮所を準備するを以て理髮は隨意たるべし是亦身分を問はず入場番号に順ふべし
鑑に先後を争ふ等のことあるべからず

一浴室
浴室の入口に於て手拭を受取り浴室に入れば着服を脱し手拭「ハンケチ」足袋脚絆の類を其中に込み込み其上を最初點檢所にて受取れる番号札に附きたる長き紐にて善く結束し置くべし
浴室には石鹸の備あり又上り湯の代りに別に淨湯槽の設かれ浴の了るときは其中に入り身体を清むべし冷水は隨意の使用に任す
沐浴時間は二十分間の定なり時間來れば鈴にて報するが故に速に浴を出て備付けたる浴衣を纏ひ手拭は其處に残して休息室に入るべし

一休息室
休息室は浴後の休息且は着服の消毒の了るを待合はす所なり
若服の消毒了るときは着衣室より鈴を以て報知し來るが故に鈴響を聞けば入場順番に従ふて着衣室に至るべし
若衣室
若衣室に於ては脱したる若服は自己の結束したる儘入場順番に戸棚に排列しあれば浴衣を脱し若換へし
脱したる浴衣は着服の在りし戸棚に揚げ置べし勝手に脱ぎ散す等の事あるべからず
若服を結束せし紐付の番号札は之を携へて物品渡所に至るべし

一物品渡所
軍人は順番に物品渡所に入るときは最初物品預所に於て武裝を解きたる位置に於て武裝し其他の者に於て預り品あるものは此所に於て受取るべし軍人の武裝を了り其他預けたる物品を受取り了るときは指環を脱し若服番号札の紐に結び付け其番号順に擔任當番に渡し順次退出すべし

明治廿八年五月十五日 臨時陸軍檢疫部

熱氣消毒を施すには總て包の儘なるを以て其中に革製品「ゴム」製品又は塗物の類を入れ置く可らず

一消毒を行ふときは物品を損害するものとのみ誤信するものあり其品質に適する消毒方を撰用せば決して物品を害することなし即ち熱氣消毒に堪へざる革類塗物類の如きは藥物を以て消毒するの道あるが故に携帶品の消毒を恐れて或は隠匿する弊を生ぜざる様各人互に注意せんことを要す

一消毒場に入り入浴消毒を受くる者の所持品中懐中烟草入手帳時計金銀貨紙幣の類は現に病毒に汚染するものに非されは消毒を行はざるが故に此等の物件は隊中に預り置を可とす尤も物品預

●場内の心得

●點檢所

點檢所に入るの前一列となり軍隊に従ひ順次一人宛入所すべし點檢所に於ては番号を刻したる指札着服番号札を渡すべし其指環はに貫き退場するまで抜き去る可らしたる番号を以て入場順番と定め進退共に此順番に従はしむべし

●物品預所

軍人は入場順番に従ひ定規の如く銃は法の如く之を組み帽背囊劍

